



平成 23 年 3 月 16 日

各 位

会 社 名 株式会社ワークスアプリケーションズ
代 表 者 名 代表取締役最高経営責任者 牧野 正幸
(JASDAQ・コード 4 3 2 9)
問 合 せ 先 管理本部マネージャー 青木 勇二郎
電 話 0 3 - 6 2 2 9 - 1 2 0 0

株式会社WPKホールディングスによる当社株券等 に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

株式会社WPKホールディングス（以下「公開買付者」といいます。）による、当社普通株式及び新株予約権に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が、平成 23 年 2 月 1 日から実施されておりましたが、平成 23 年 3 月 15 日をもって終了し、公開買付者より添付のとおり、本公開買付けの結果が公表されましたので、お知らせいたします。

なお、本公開買付けに係る応募株券等の数の合計が、買付予定数の下限以上となりましたので、本公開買付けは成立しております。

以 上

添付資料： 公開買付者平成 23 年 3 月 16 日付プレスリリース「株式会社ワークスアプリケーションズ株券等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」

平成 23 年 3 月 16 日

各 位

会 社 名 株式会社WPKホールディングス
代表者名 代表取締役 大田 信吾

株式会社ワークスアプリケーションズ株券等に対する 公開買付けの結果に関するお知らせ

株式会社WPKホールディングス（以下「公開買付者」といいます。）は、平成 23 年 1 月 31 日、株式会社ワークスアプリケーションズ（コード番号：4329 JASDAQ、以下「対象者」といいます。）の普通株式及び新株予約権を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、平成 23 年 2 月 1 日より本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが平成 23 年 3 月 15 日をもって終了いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本公開買付けの概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

株式会社WPKホールディングス
東京都中央区八重洲二丁目 4 番 1 号

(2) 対象者の名称

株式会社ワークスアプリケーションズ

(3) 買付け等に係る株券等の種類

- ① 普通株式
- ② 新株予約権
 - i) 平成 14 年 9 月 27 日開催の第 6 回定時株主総会並びに平成 15 年 8 月 15 日及び平成 16 年 9 月 10 日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第 1 回新株予約権」といいます。）
 - ii) 平成 15 年 9 月 26 日開催の第 7 回定時株主総会及び平成 16 年 8 月 20 日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第 2 回新株予約権」といいます。）
 - iii) 平成 16 年 9 月 28 日開催の第 8 回定時株主総会及び平成 17 年 9 月 8 日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第 3 回新株予約権」といいます。）
 - iv) 平成 17 年 9 月 28 日開催の第 9 回定時株主総会及び平成 17 年 10 月 28 日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第 4 回新株予約権」といい、第 1 回新株予約権、第 2 回新株予約権、第 3 回新株予約権及び第 4 回新株予約権を併せて「本新株予約権」と総称します。）

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
465,075 (株)	304,367 (株)	— (株)

- (注1) 買付予定数は、本公開買付けにより公開買付者が買付け等を行う対象者の株券等の最大数である465,075株となります。
これは、対象者が平成22年11月11日に提出した第15期第1四半期報告書に記載された平成22年9月30日現在の発行済株式総数(434,811株)に、同四半期報告書に記載された平成22年9月30日現在の本新株予約権の行使により交付される可能性のある対象者普通株式の最大数(30,264株)を加算した株式数です。
- (注2) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(304,367株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- (注3) 本公開買付けの買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)末日までに本新株予約権が行使される可能性があり、当該行使により交付される対象者普通株式も本公開買付けの対象としております。
- (注4) 買付予定数の下限は、①上記第15期第1四半期報告書に記載された平成22年9月30日現在の対象者の発行済株式総数(なお、対象者は自己株式を保有していません。)(434,811株)の70%の株式数(304,367株(小数点以下切り捨て。))です。なお、かかる買付予定数の下限(304,367株)は、上記の対象者の発行済株式総数(434,811株)の3分の2の株式数(289,874株)を上回っております。

(5) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成23年2月1日(火曜日)から平成23年3月15日(火曜日)まで(30営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

① 普通株式1株につき金55,000円

② 新株予約権

i) 第1回新株予約権1個につき金1円

ii) 第2回新株予約権1個につき金1円

iii) 第3回新株予約権1個につき金1円

iv) 第4回新株予約権1個につき金1円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(304,367株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しましたが、応募株券等の数の合計(418,210株)が買付予定数の下限(304,367株)以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書(その後提出された公開買付届出書の訂正届出書により追加・訂正された事項を含みます。以下、同様です。)に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第 27 条の 13 第 1 項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。）第 9 条の 4 及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 30 条の 2 に規定する方法により、平成 23 年 3 月 16 日に報道機関に対して公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株 券	418,210 株	418,210 株
新株予約権証券	—株	—株
新株予約権付社債券	—株	—株
株券等信託受益証券 ()	—株	—株
株券等預託証券 ()	—株	—株
合 計	418,210 株	418,210 株
(潜在株券等の数の合計)	—株	(—株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	—個	(買付け等前における株券等所有割合 —%)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	124,588 個	(買付け等前における株券等所有割合 26.79%)
買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	418,210 個	(買付け等後における株券等所有割合 89.93%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	22,934 個	(買付け等後における株券等所有割合 4.93%)
対象者の総株主等の議決権の数	434,811 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（ただし、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」においては、特別関係者のうち法第 27 条の 2 第 1 項各号における株券等所有割合の計算において府令第 3 条第 2 項第 1 号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成 23 年 2 月 14 日に提出した第 15 期第 2 四半期報告書に記載された平成 22 年 12 月 31 日現在の総株主の議決権の数です。ただし、本公開買付けにおいては本新株予約権が公開買付期間末日までに行使されることにより交付される可能性のある対象者普通株式についても本公開買付けの対象としている

ため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、上記四半期報告書に記載された平成22年12月31日現在の対象者の発行済株式総数(434,811株)に、本新株予約権が公開買付期間末日までに行使されることにより交付される可能性のある対象者普通株式の最大数(30,240株)(平成22年12月31日以降本日まで本新株予約権が行使されたことにより交付された対象者普通株式を含みます。)を加算した株式数(465,051株)に係る議決権の数である465,051個を、分母として計算しております。

(注3)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

② 決済の開始日

平成23年4月7日(木曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国の居住者である株主(法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。))の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、応募受けをした公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、応募受けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等につきましては、本公開買付けに係る公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載の内容から変更はございません。

なお、対象者普通株式は、現在、大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)に上場されておりますが、公開買付者は対象者の完全子会社化を実施することを予定しておりますので、その場合には、対象者普通株式は、大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)の規定に従い、所定の手続を経て上場廃止となる見込みです。今後の手続につきましては、決定次第、対象者より速やかに公表される予定です。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社WPKホールディングス 東京都中央区八重洲二丁目4番1号
株式会社大阪証券取引所 大阪市中央区北浜一丁目8番16号

以上